

公共施設太陽光発電設備設置事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、福島市が所有する公共施設等に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 公共施設太陽光発電設備設置事業業務委託
- (2) 事業場所 別添仕様書のとおり。
- (3) 事業期間 別紙仕様書のとおり。
- (4) 履行期限 契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 公募スケジュール

スケジュールは以下のとおり予定している。

- (1) 公募開始日
令和5年5月29日（月）
- (2) 質問受付
令和5年5月29日（月）から同年6月5日（月）17時（必着）
- (3) 質問に対する回答
令和5年6月7日（水）
- (4) 参加意向申出書提出期限
令和5年6月14日（水）17時（必着）
- (5) 施設見学申し込み期限
令和5年6月14日（水）17時（必着）
- (6) 施設見学日
令和5年6月19日（月）、21日（水）2日間のうちのいずれか
- (7) 企画提案書等提出期限
令和5年6月28日（水）17時（必着）
- (8) 一次（書類）審査
令和5年7月5日（水）（予定）
- (9) 二次（ヒアリング）審査
令和5年7月12日（水）（予定）
- (10) 事業予定者の発表（審査結果通知）
令和5年7月14日（金）（予定）

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市税等の滞納がない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 募集開始の日からプロポーザル審査会の日までに、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者(共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。)であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

- (9) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (10) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (11) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること。
- (12) 本事業本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者※上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者でも構わない。

5 実施要領等の交付

実施要領等の電子データについては、福島市役所のホームページからダウンロードし入手すること。なお、福島市役所の窓口又は郵送等での配付は行わない。

6 質問の受付

- (1) 受付期間
令和5年5月29日（月）から同年6月5日（月）17時（必着）
- (2) 提出方法
 - ・ 質問票（様式1）により、下記13「事務局」宛に、電子メールまたは持参により提出すること。
 - ・ 電子メールより提出する場合の件名は、「公共施設太陽光発電設備設置事業業務委託に関する質問」とすること。
 - ・ 電話による質問の受付は行わない。
- (3) 回 答
 - ・ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島市ホームページに令和5年6月7日（水）中に掲載する。
 - ・ 提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。
 - ・ 個別の回答は行わない。

7 参加意向申出書提出期限

- (1) 提出期限 令和5年6月14日（水）17時（必着）
- (2) 提出方法 電子メール、郵送、持参
- (3) 提出書類 参加意向申出書（様式2）（1部）
- (4) その他
 - ア 参加者は、参加意向申出書（様式2）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
 - イ 参加意向申出書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届

(様式3)を提出すること。

8 施設見学

- (1) 施設見学を希望する場合は、令和5年6月14日(水)までに担当者へ申し込むものとする。(電話又は電子メールにて申し込むこと。)
- (2) 見学日は、令和5年6月19日(月)及び21日(水)の2日間で、申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。なお、施設見学にあたっては、担当課及び施設所管課の指示に従うこと。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月28日(水) 17時(必着)
- (2) 提出方法 電子メール、郵送、持参
- (3) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル提出書類送付書(様式4)(1部)
 - イ 業務内容に関する企画提案書(任意様式)(6部)
 - ウ 会社概要及び過去5年度間(平成30年度から令和4年度)の類似事業の主な受注等の実績(参考様式1又は任意様式)(記載は3件まで)(6部)
 - エ 類似事業の契約書等の写し(契約が証明できる部分の写し)(6部)
 - オ 担当者経歴書(参考様式2又は任意様式)(6部)
 - カ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し(6部)
 - キ 履歴事項全部証明書(写しも可)(6部)
 - ク 印鑑証明書(写しも可)(6部)
 - ケ 誓約書(様式5)(6部)
 - コ 賃借対照表及び損益計算書(6部)
 - サ 納税証明書(事業所が所在する市区町村税)(写しも可)(6部)

(4) 企画提案書の内容

①事業実施内容

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kW))を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

- ・災害時に非常用(避難者の携帯充電等)として使用することを想定すること。
- ・設置場所は、屋外とする。

エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、全施設合計の自家消費電力量(kWh)が最大となる考え方を示すこと。

- ・温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。
なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成29年2月環境省地球環境局公表）で定められている0.579kg-CO₂/kWhを使用すること。

オ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JISC 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m² 又は kg/m²）を記載すること。

カ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

キ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金

- ・単価は事業期間中一定とし、現状の電気需要量をもとに提案すること。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で、現状より安価になるよう提案すること。
- ・電気料金の概算については、運転期間中における市の負担として算出すること（運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。
- ・国補助金等の活用が可能な場合は、当該補助金を活用した場合の額を併せて示すこと。

②事業実施体制

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 地域内の業者の活用の提案

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ 代表事業者の経営状況（5年間）賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

キ 故障、緊急時の対応体制図

ク 事業実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

ケ 事業実施に関する保証
設備の導入、運転期間中にかかり設定するすべての保証内容。

(5) 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ア 提案書に記載するフォントの大きさは、原則11ポイント以上とする。
- イ A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ウ 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。また、ページに通し番号を付すこと。
- エ 通貨単位は円とする。
- オ 表紙をつけ、表題を記載すること。
- カ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

10 企画提案の審査

- ・企画提案は、選定委員会において審査する。
- ・企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- ・審査に当たっては、選定委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者を決定する。
- ・企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が6割を超える場合には優先交渉事業者として選定する。

(1) 一次（書類）審査

ア 日 時

令和5年7月5日（水）（予定）

イ 一次審査の結果

一次審査通過者は3～5者程度とする。また、確定後速やかに対象者全員に文書により通知するが、審査の過程は公表しない。

(2) 二次（ヒアリング）審査

ア 日 時

令和5年7月12日（水）（予定）

イ 会 場

福島市役所内 ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いて説明。

エ 発表時間

1提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(3) 評価基準

	評価項目	評価の視点	配点
1 技術提案に関する事項	導入設備の内容	技術提案の具体性及び妥当性 設備容量に関する具体提案	30点
	二酸化炭素排出量の削減効果	排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	10点
	災害等、非常時利用の内容	実用性の高い提案がされているか	20点
2 実施体制	工事遂行能力	実施体制	5点
		施工スケジュール	5点
	業務遂行能力	メンテナンス計画	10点
		維持、管理等の実施体制	10点
	事業実施中のリスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	10点
	事業実施に係る保証	設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか	5点
長期契約における事業継続性についての保証	事業継続を保証できる提案となっているか	5点	
3 実績	会社概要	財務状況等について、資金調達に問題がないか（経常利益・黒字年数・自己資本比率）	10点
	事業実績	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	10点
4 電気料金（概算単価）		電気料金がどの程度低減されるか 自家消費料金単価の算出方法	30点
5 技術提案	地域特有の課題への対応	積雪・台風等への対応は妥当か	10点
	創意工夫	エネルギーの有効活用に関する提案、電力の地産地消等	5点
	環境への配慮	施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）は妥当か	5点
6 施工・維持管理	品質管理の提案	設備の設置、施工方法等に対し、優れた品質管理の提案があるか	5点
	保障、損害保険	保障期間、保障内容、損害保険等は妥当か	5点
7 地域貢献	地域の特性を生かした独自提案	提案者が有する知識や技能、経験等を活かした提案で、カーボンニュートラルシティの実現に資する提案となっているか	10点
	市内事業者の活用	単独の法人又は共同事業者の本店が市内にある事業者となっているか	10点
合計			210点

11 失格要件

参加意向申出書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で選考委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき

オ その他、選考委員が不適切と判断したとき。

12 その他の注意点

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。

イ 提案者は市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため本市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

13 事務局

住 所：福島県福島市五老内町3番1号

担当課：福島市環境部環境課

担当者：佐久間・吾妻

電 話：024-525-3742

メールアドレス：kanky@[mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:kanky@mail.city.fukushima.fukushima.jp)